

議案第163号

大阪市食肉処理場条例の一部を改正する条例案

大阪市食肉処理場条例（昭和59年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表普通と畜の項中

「

牛、馬（生後1年以上） 1頭につき 7,560円

」

を

「

牛、馬（生後1年以上） 通常開場日 1頭につき 7,560円

特定開場日 1頭につき 6,048円

臨時開場日 1頭につき 9,072円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、「通常開場日」とは、処理場の開場日（特定開場日及び臨時開場日を除く。）をいい、「特定開場日」とは、休業日が2日以上継続する場合におけるその初日の前日（同日の属する月が12月である場合の当該日及び臨時開場日を除く。）をいい、「臨時開場日」とは、休業日を変更して開場することとした日をいう。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年 2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

食肉処理場における使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市食肉処理場条例 (抄)

別表 (第 4 条関係)

種 別	使 用	料
普通と畜	牛、馬 (生後 1 年以上)	<b>通常開場日</b> 1 頭につき 7,560円
		<b>特定開場日</b> 1 頭につき 6,048円
		<b>臨時開場日</b> 1 頭につき 9,072円
	省	略
省 略	省	略

備考 この表において、「通常開場日」とは、処理場の開場日 (特定開場日及び臨時開場日を除く。) をいい、「特定開場日」とは、休業日が 2 日以上継続する場合におけるその初日の前日 (同日の属する月が 12 月である場合の当該日及び臨時開場日を除く。) をいい、「臨時開場日」とは、休業日を変更して開場することとした日をいう。